



熊本県公報

第 1 2 0 6 5 号

平成 23 年 11 月 25 日 (金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課) 1
○指定居宅サービス事業者の指定	(") 1
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 2
○指定居宅サービス事業者の指定	(") 2
○指定居宅サービス事業者の指定	(") 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 2
○障害者自立支援法に基づく事業者の廃止	(障がい者支援課) 2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) 3
○道路の区域変更	(道路保全課) 5
○道路の区域変更	(") 5
○道路の供用開始	(") 5
○道路の供用開始	(") 6
○道路の供用開始	(") 6
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 6
○保安林の指定に関する予定	(") 6
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 7
○道路の区域変更	(道路保全課) 7
○道路の区域変更	(") 7
○道路の供用開始	(") 8
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定	(くらしの安全推進課) 8
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 8
○収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正	(会計課) 9
公 告	
○換地処分のお知らせ	(農地整備課) 9
○土地改良事業施行の同意	(農村計画課) 9
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見	(商工振興金融課) 9

告 示

熊本県告示第 1 1 6 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアプランセンターまつもと 熊本市植木町一木 6 2 4 番地 2 5	株式会社 HM	平成 2 3 年 1 1 月 2 1 日

熊本県告示第 1 1 6 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
リハビリテーション重視型デイサービスリハケアくまもと 熊本市幸田二丁目 1 番 3 2 号	有限会社トータルライフ ケア	平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

熊本県告示第 1 1 6 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
リハビリテーション重視型デイサービスリハケアくまもと 熊本市幸田二丁目 1 番 3 2 号	有限会社トータルライフ ケア	平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

熊本県告示第 1 1 7 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
茶話本舗デイサービス熊本南 熊本市城南町下宮地 4 2 9 番地 1	株式会社みらい	平成 2 3 年 1 2 月 1 日

熊本県告示第 1 1 7 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス くらら 上益城郡益城町大字古閑字大峯 2 1 番 1 0	一般社団法人ウェルビー	平成 2 3 年 1 2 月 1 日

熊本県告示第 1 1 7 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス くらら 上益城郡益城町大字古閑字大峯 2 1 番 1 0	一般社団法人ウェルビー	平成 2 3 年 1 2 月 1 日

熊本県告示第 1 1 7 3 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	サービスの種類
ゆう訪問介護事業所 山鹿市山鹿 4 3 0 番地 4 ノーブルハイツ	社会福祉の会ゆう 株式会社 山鹿市山鹿 4 3 0	平成 2 3 年 9 月 2 7 日	4310500220	居宅介護・ 重度訪問介護

1 0 3	番地 4 ノーブルハ イツ 1 0 3 名越 成秋			
-------	---------------------------------	--	--	--

熊本県告示第 1 1 7 4 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 下中地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 1 2 号までを順次結んだ線及び標柱 1 2 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・字	番 地
1	山鹿市	鹿北町岩野一ノ瀬	2 0 7 2 - 5
2	〃	〃	2 0 7 0
3	〃	〃	2 0 3 3 - 1
4	〃	〃	2 0 3 1
5	〃	〃	2 0 2 6
6	〃	〃	2 0 1 1 - 2
7	〃	〃	2 0 0 2 - 1
8	〃	〃	2 0 1 8 - 2
9	〃	〃	2 0 2 0 - 1
1 0	〃	〃	2 0 5 1
1 1	〃	〃	2 0 6 8 - 1
1 2	〃	〃	2 0 6 6 - 1

2 梅木地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 1 8 号までを順次結んだ線及び標柱 1 8 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・字	番 地
1	上益城郡山都町	杉木居屋敷	2 5 8 2
2	〃	〃	2 5 8 9 - 5
3	〃	〃	2 5 8 5
4	〃	〃	2 5 8 8
5	〃	杉木原畑	2 5 2 9 - 2
6	〃	〃	2 5 3 5
7	〃	〃	2 5 1 5
8	〃	杉木堂ノ迫	2 5 1 0
9	〃	〃	2 5 0 9 - 1
1 0	〃	杉木原畑	2 5 3 4 - 1
1 1	〃	〃	2 5 3 8
1 2	〃	〃	2 5 4 1 - 2
1 3	〃	〃	2 5 5 0
1 4	〃	杉木居屋敷	2 5 5 4
1 5	〃	〃	2 5 5 6
1 6	〃	〃	2 5 7 1
1 7	〃	〃	2 5 7 3
1 8	〃	〃	2 5 7 8

3 天草学園上地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 1 1 号までを順次結んだ線及び標柱 1 1 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・字	番 地
1	天草市	本町下河内中石丸	6 7 3
2	〃	〃	6 7 6
3	〃	〃	6 9 8

4	〃	〃	6 8 5 - 1
5	〃	〃	〃
6	〃	〃	〃
7	〃	〃	〃
8	〃	〃	〃
9	〃	〃	〃
1 0	〃	本町下河内上石丸	5 8 7 - 2
1 1	〃	〃	5 8 6、5 9 3、5 9 4、5 9 5 - 2、6 0 0 - 2（筆 界未定地）

4 広瀬（1）地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

次に掲げる土地に存する標柱 1 0 号と標柱 2 3 号を結んだ線、標柱 2 3 号と標柱 2 2 号を結んだ線、標柱 2 2 号と標柱 9 号を結んだ線及び標柱 9 号と標柱 1 0 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・字	番 地
1 0	天草市	本渡町広瀬上ノ山	5 5 4
2 3	〃	〃	5 5 7 - 2
2 2	〃	〃	5 5 6 - 2
9	〃	本渡町広瀬屋敷	2 8 9 - 3

5 城の平（2）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 1 3 号までを順次結んだ線及び標柱 1 3 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・字	番 地
1	天草市	船之尾町	4 5 0 - 1
2	〃	〃	4 5 0 - 2
3	〃	〃	5 0 6 - 4
4	〃	〃	5 0 6 - 2
5	〃	〃	5 0 5 - 2
6	〃	〃	〃
7	〃	〃	〃
8	〃	〃	5 0 6 - 1
9	〃	〃	5 0 6 - 9
1 0	〃	〃	4 5 0 - 1
1 1	〃	〃	〃
1 2	〃	〃	〃
1 3	〃	〃	〃

6 岩谷越（1）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 1 4 号までを順次結んだ線及び標柱 1 4 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・字	番 地
1	上天草市	大矢野町登立新地	4 4 6 8 - 3 3
2	〃	大矢野町登立塔之向	4 0 6 0 - 2
3	〃	大矢野町登立葉迫	4 1 0 9 - 2
4	〃	〃	〃
5	〃	〃	〃
6	〃	〃	〃
7	〃	〃	〃
8	〃	〃	〃
9	〃	〃	4 1 0 6 - 1
1 0	〃	〃	4 1 0 6 - 3
1 1	〃	大矢野町登立浦田	4 1 1 2 - 1 4
1 2	〃	〃	4 1 1 2 - 1
1 3	〃	大矢野町登立新地	4 4 6 8 - 2 5
1 4	〃	〃	4 4 6 8 - 3 5

熊本県告示第 1 1 7 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	2 6 6 号	宇城市松橋町古保山 1 1 6 3 番 9 地先から 同所 1 2 5 5 番 1 地先まで	前	9.4 ～ 13.3	271.0	一括交 安（歩 道整備）
			後	10.5 ～ 14.3	271.0	

2 区域を変更する期日 平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日**熊本県告示第 1 1 7 6 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	三本松甲 佐線	上益城郡甲佐町大字上揚字屋敷 3 7 3 番地先から 同町大字上揚字山下 1 1 8 番地先まで	前	5.0 ～ 8.2	166.0	仮設道 路の設 置
			後	5.0 ～ 8.2	166.0	
				5.6 ～ 10.7	173.0	

2 区域を変更する期日 平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日**熊本県告示第 1 1 7 7 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	二見田浦線	葦北郡芦北町大字井牟田字水尻 4 3 5 番 2 地先から 同所 4 3 5 番 2 地先まで	27.0	活力基 盤改築 （踏切 道の設 置）

2 供用を開始する期日 平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

熊本県告示第1178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年11月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	坂瀬川御領線	天草郡苓北町坂瀬川字越路 1523番12地先から 同所 1539番2地先まで	98.9	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成23年11月25日**熊本県告示第1179号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年11月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	宮地岳今田線	天草市宮地岳町字上田原 6603番1地先から 同所 6600番1地先まで	118.7	一括道 路(改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成23年11月25日**熊本県告示第1180号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成23年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町甲佐平字亀甲山2114番4、2

131番1、2132番

2 指定の目的 土砂の流出の防備**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字亀甲山2114番4・2131番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1181号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂本字松尾 1 0 4 4 番 1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字松尾 1 0 4 4 番 1 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1 1 8 2 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ジャンプ つばさ 熊本市健軍 3 丁目 2 3 - 1 2 階	医療法人社団 友志会 熊本市清水新地六丁目 6 番 7 号 長 也寸志	平成 2 3 年 1 2 月 1 日	4310100682	自立訓練 (生活訓練)

熊本県告示第 1 1 8 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本大津線	合志市幾久富字建山 1 9 0 9 番 2 0 地先から 同所 1 9 3 5 番 1 地先まで	前	5.0 ～ 25.0	145.0	やさ道 交（歩 道整備）
			後	7.0 ～ 26.0	145.0	

2 区域を変更する期日 平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

熊本県告示第 1 1 8 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員	延長	備考
-------	-----	-----------	---	----	----	----

			後	(メートル)	(メートル)	
主要地方道	坂本人吉線	八代市坂本町坂本字下ヶ鶴 3 6 1 7 番 1 地先から 同所 3 4 3 3 番 1 地先まで	前	5.5 ～ 6.0	81.3	単橋改 (迂回 路の設 置)
			後	5.5 ～ 6.0	81.3	
				6.3 ～ 12.8	92.8	

2 区域を変更する期日 平成 23 年 11 月 25 日

熊本県告示第 1 1 8 5 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 23 年 11 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 11 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	並建熊本線	熊本市春日一丁目 1 2 8 1 番 2 地先から 同所 1 2 8 1 番 2 地先まで	18.8	単道改

2 供用を開始する期日 平成 23 年 11 月 25 日

熊本県告示第 1 1 8 6 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 23 年 11 月 17 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	絶対痴女 奥出し調教（オーピー） 痴漢電車 とろける夢タッチ（オーピー） 〇 L 金曜日の情事（新東宝） 悦楽の性界 淫らしましょ！（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 1 1 8 7 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
旦過園 熊本市二本木三丁目 12 番 37 号	社会福祉法人 熊本県 コロニー協会 熊本市二本木三丁目 1 2 番 37 号 西山 敬直	平成 23 年 12 月 1 日	4310101359	就労継続支援 B 型

熊本県告示第 1 1 8 8 号

昭和 4 7 年 3 月 3 1 日熊本県告示第 2 4 3 号の 5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改正し、平成 2 3 年 1 2 月 5 日から施行する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

収納代理金融機関の名称及び位置の表 1 中「熊本市米屋町二丁目 2 2 番地」を「熊本市細工町四丁目 3 0 - 1 扇寿第 1 ビル 1 階」に改める。

公 告**熊本県公告第 6 1 6 号**

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 2 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 送付すべき書類
県営土地改良事業鹿本北部二期地区（五郎丸工区）の換地処分通知書
- 2 送付を受けるべき者
住所不明
大塚 一光
- 3 縦覧に供する書類の要旨
（1）換地処分通知書
（2）県営土地改良事業鹿本北部二期地区（五郎丸工区）の地区総計表
（3）各筆換地等明細書
- 4 縦覧期間
1 の送付すべき書類は、平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日から平成 2 3 年 1 2 月 8 日まで山鹿市役所において縦覧に供する。
- 5 その他
1 の送付すべき書類は、4 の縦覧期間中は山鹿市役所において保管し、その後は熊本県鹿本地域振興局（農林部農地整備課）において保管し、2 の送付を受けるべき者に交付する。受領しないときは、平成 2 3 年 1 2 月 4 日を経過したときに書類が到達したものとみなす。

熊本県公告第 6 1 7 号

平成 2 3 年 7 月 2 9 日付けで玉名市長高寄哲哉から協議のあった八久保地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成 2 3 年 1 1 月 1 6 日付けで同意したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条の 2 第 7 項の規定により公告する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 6 1 8 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定により平成 2 3 年 6 月 2 8 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により山鹿市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ山鹿店
山鹿市石字臼塚 7 3 3 番地 1 ほか
- 2 山鹿市の意見の概要
（1）山鹿市商工業振興基本条例に基づき、地域と連携した地域経済活性化の推進に努めること。
（2）交通事故防止及び渋滞緩和について、十分な対策を講じること。
（3）地域雇用確保へ配慮すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び鹿本地域振興局総務部総務振興課
平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日から平成 2 3 年 1 2 月 2 5 日まで